平成２３年（フ）第２８１号
さいたま市緑区原山１丁目９番３号、住民票上の住所さいたま市緑区宮本２丁目３番地３
債務者　森　　修司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
埼玉県蕨市北町２丁目４番13号　マンション吉川205号、旧住所横浜市旭区二俣川１丁目25番地13
債務者　村上　一矢
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
埼玉県新座市北野２丁目６番11号　サンハイム301号室
債務者　國井　正衛
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
新潟県柏崎市大字藤井7561番地
債務者　入澤　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７号
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋902番地
債務者　草羽　鈴美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２２号
山口市小郡下郷2905番地１　秋本住宅９号
債務者　河村沙夜香
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
山口県防府市開出西町26番７号　ブルックハイムＢ棟102号
債務者　長岡　喜子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
山口市大内御堀324番地
債務者　五郎丸勝則
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
北九州市八幡東区祇園原町３番34号
債務者　藪内　　忠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５２号
北九州市八幡西区塔野１丁目14番10号
債務者　元田　雅基
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５８号
北九州市門司区黒川東２丁目７番３号
債務者　前田　泰希
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６号
鹿児島県鹿屋市西祓川町1133番地46　コーポ打馬101号
債務者　小牧　昭司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
奈良県生駒市山崎新町２番37―502号
債務者　岩﨑　雅行
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
福岡県京都郡みやこ町勝山大久保3153番地１　畑島彰方
債務者　畑島　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
青森県平川市尾崎浅井280番地
債務者　武田　勝巳
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５５号
青森県弘前市大字早稲田２丁目11番地１　ルピナタウンＳａｔｏｕＦ―102号
債務者　鎌田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｆ―407号
債務者　薄井登美枝
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１５号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目８番25―104号
債務者　吉岡　和代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部